

学会ニュース

日本女性学会

第5号 1981年2月

美術と女性

大手前女子大学 野口 栄子

「美術」とは芸術の一部として、文学、音楽、演劇、映画などと並んで、造形芸術と考えられているものの総称である。それは建築、彫刻、絵画、工芸などの諸分野にわかれ、色彩と形態を通して表現することだと定義してよい。そしてこのような表現活動は人類とともに古く、「女性」もまた大きな役割を果たしてきたことはいうまでもない。

しかしながら他の諸領域の問題と同様に、「美術」においても「女性」はさまざまに差別され、不当な取扱いを受けてきた。私自身は美術や芸術の問題を考えることを、とくに西洋の美術の流れに即しておこなっているが、なぜそのようなことをテーマにしたかという、美術は人間の純粋な感情の表現だから、少なくとも差別のない世界だろうと思ってはじめてたというよと思う。このことはそれほど明確に意識していたわけではないが、現実の世界は何かと差別や矛盾に満ち、不満足なことや解決のできないことが多いけれど、芸術や美術は、とにかく人間の最も純粋な側面を、色彩と形態のできるだけ完璧な形式で表現し、完成品としたものだから、これを取扱うことは非常に喜びであり、安定感の得られる仕事にちがいないと思っていたことはたしかである。

けれどもこのように人間の活動の中でとりわけ純粋な美的活動であるはずの美術の世界も、決して純粋ではないということに私は気づいた。私に対するまた私の周囲でおこなわれているさまざまな女性差別について考え悩み、その眼を通して美術の歴史の上での現象やその背後の意味を考えると、従来の男性中心の美術史観とは異なった面がみえてくるように思った。

ちょうどそのころというか、そのようなことがもやもやとしていたところにこの学会の結成されることを知り、またこの学会の主要なメンバーであり、現在代表幹事の一人である駒尺喜美さんのいくつかの著書に接した。駒尺さんは国文学の立場から、とくに明治以降の日本の文学の中で、女性がどのように考えられ取扱われてきたかについて、全く新しい素晴らしい独自の見方をしておられる。私は勇気づけられ、眼の前が明るくなったような気がした。そして駒尺さんのような方向で、私も自分のテーマの基礎がためをしたいと思った。しかし文学と美術は表現方法がちがう。美術は言葉による説明ではないから、その点ごまかされやすい。また美術や音楽の能力は、人間にとって本

能的ともいえる生得的能力で、能力自体には男女差別はないはずである。その上男女ともに専門家になる才能のない人の方が数が多いので、考えをすすめるときにここでもういちどごまかされてしまうのだ。美術——とくに絵画を描く能力は1歳半くらいから12,3歳まで続く(注)。子どもはみな芸術家といわれる所以である。その後ふつうの人であれば小説を読みはじめたりして文学期に移行し、中学・高校と進んでいく。その時もたえず絵画を描きつづけるようなタイプの人が専門家になれるのである。そこでわれわれは、そのような能力はふつうの人と異なっているのだから、とめどなく開発されていくのだと信じてしまう。男女差別も親の制止もその才能の前では雲散霧消してしまうにちがいないと何となく決めてしまうのである。しかし現実には、そのような才能も多く条件の下で伸びる場合と涸渇してしまう場合があって、伸びる方がまれである。とくに女性の場合はそうである。西洋の18世紀のような女性の時代といわれる時期にも、女性の美術の才能は伸びにくかったし、現代でも多くの女性の美術家たちが悩んでいる(たとえばジュディ・シカゴ著、小池一子訳『花もつ女』パルコ出版局、昭和54年12月15日発行など参照)。それが本来とめどなく開発されるべき特殊な才能であるだけにいっそう問題の根は深く深刻である。

制作の立場でなく、女性をモデルにしたり女性をテーマにした美術においても事情は同様である。ヨーロッパの美術では、ヴィナスと聖母マリアという2種類の女性が登場する。もちろん2人だけではない。多くの女神や聖女たち、現実世界の有名無名の女性が数多く描かれ、彫刻されてきた。美術と女性について考えるためには、これらの女性たちをもういちど洗い直してみなければならない。たんに色彩と形態だけでなく、それを支える美意識とさらにそれを支える差別意識の面から。(以上12月6日の第3回研究報告会での発表をもとに、基本的な問題に限定してまとめました。美術と女性のテーマは、今後の私の課題であり、同じ方向の方があれば御連絡ください)。

(注)以前に筆者が幼稚園でおこなった絵画の調査では、男の子は3歳後半から乗物と戦争の自由画が多く、女の子は花と人形(人間)が多い。この点については筆者は、男女差別が非常に少なくなり、両性が協力しあう理想的社会が成立した時にも、すでに3歳後半の時点で男女間の区別はあり、男の子は乗物、女の子は花と人形などのテーマを選んでもよい、またそうあってほしいと思うが、発表当日はこれについていくつかの意見が出された。

日本女性学会第2回総会

1981年6月7日(日)

会場は昨年と同じ法政大学62年館をお願いする予定です。プログラムその他はただ今検討中で、別便で御案内を申しあげるつもりです。今からスケジュール表に記入しておいてください。

私の仕事，研究——会員から

第4号に「会員の声」として、会員の皆さまの研究や活動の一端を御紹介しましたところ、たいへん御好評をいただきました。今号も入会に際して寄せられた文章の中から御紹介しているものがほとんどですが、会員相互の交流や刺激のためにニュースレターのこの欄を活用して行きたいので、御意見、御感想、自己PRなどを事務局までお寄せくだされば幸いです。なお、紙面の都合上、必ずしも全文を御紹介できないで、要約や一部省略となることもあるかもしれません。その点筆者にも読者にも御了解いただきたいと思います。見出しは編集部でつけました。

女性史としての日本看護史

亀山 美知子

私の現在取り組んでいる研究テーマは『近代日本看護史における看護婦の社会的地位および評価に関する研究』である。第1章は日本赤十字社看護婦に焦点を合わせ、主に従軍活動を行った救護看護婦の養成開始当時から、第2次大戦に至るまでを扱う。看護婦は女性を代表する職業の1つであるが、明治来、その社会的地位や評価が多様であり、現在も決して高くない。この原因は実に様々なものが考えられているが、特に女性特有の職業と考えられていたことが重大な原因と思える。現在「第1節、養成をとりまく状況」の部分が出来上がったので、要旨を述べる。

日本赤十字社（以下日赤）の前身である博愛社時代の看護人はすべて男性であり、社員（拠金募集の方が目的であった）にすら女性は参加していなかった。この点について明治13年にドイツ人シーボルトの指摘を受けた日赤がようやくして看護婦養成を考えたのは明治19年頃であった。明治20年に日赤と社名を変更するまでに既に6年の時が流れていた。この理由と考えられるのは（1）当時一般的に女性が社会に進出

して何らかの活動を行えるだけの基盤がなかったこと、（2）明治13年頃の博愛社は看護婦養成その他の事業拡張を行えるだけの人的物的余裕がなく、皇室看護を明確にする明治19年頃までは不可能だったこと。（3）陸軍と日赤との交流が深く、日赤が看護婦養成の意向を明らかにしたとしても「皇国軍人が女に介抱されたとあっては威信にかかわる」といった風潮の強い軍側の援助は容易に得られなかった、と考えられること。（4）明治初年頃より従来看護婦と呼ばれる女性達が幾つかの病院で働いていたが、教育も十分にされていない、小間使的なものであり知識・技術・人品等に至るまで難があった。このことから女性に対して看護教育を行ったとしてもどれだけの能力が期待できるか予測もつかなかったこと、の4点に要約できると思える。しかも、ここで日赤が人選や養成で苦慮したのは、看護婦といいながらも実際には有時（特に戦時）に救護活動を行う女性を指しているからである。日赤関係者は欧州の赤十字活動を視察し、その効果の程を測ってから看護人の代りとして女性を登場させることにしたが、当時の一般女性の教育レベルや、立居振舞い等の活動から考えても、出来上る看護婦の質は全く未知数であった。そのため、既に教力所の看護婦養成所が出来ていたにもかかわらず開始が遅れたの

である。様々な日赤の宣伝の効果があつてか25名の応募者があり、10名が明治23年4月に入学した。その女性達の成績には出身別でかなりの差が出たが、これは当時の女性達には社会進出の気運や、教育程度に偏りがあつたことを示すものといえよう。

本研究はこの後「篤志看護婦人会」「精神教育」「戦争と看護婦」等が続く予定であり、女性史の観点から考察を試みたい。

主婦の目から見た母子社会日本

田 沼 良 子

私は、現在43歳、主婦として3児の母として生きている者でございます。結婚してからの20年間の中で、私が実感として感じておりますのは、日本の社会は、父系社会であるが、それは社会通念上のたてまえの事であつて、本音は、母子社会ともいうべきものではないかしらという事と、女性は母にならなければ、その人格が認められないのではないかという事でした。人間は男と女とで成立しているわけですが、私には、日本の社会は母と子とで成立しているように思われるのです。男は幾歳になつても母の子、どこに居ても母の子です。首相になつても、母の子であり、銀行強盗の説得にも母を連れ出してくれます。中年になつた男達が、一杯気嫌で求めるのは、ふるさとの味、おふくろの味といひます。苦勞して育ててくれた母のために、立身出世をした男性の話は、枚挙にいとまありません。

そしてまた、それに応えるように、女性の方でも母であることにのみ、存在を認められていたと思います。結婚して子供を生んではじめて、次代の者の母として認められたのです。子供を通さなければ、その土地、その一族の中に入

て行けませんでした。更に、その子供の行為によつて、女性の評価がなされることもありました。教育ママとか過保護ママとかは、その表れだと思ひます。女性と母性は同一視され、それが日本では、当然の事と受け取られていたように思ひます。稲作農業国である日本で、一番大切な財産は、いうまでもなく、田畑、土地でした。土地は作物を生み出すもの、母であり、女性もまた生み出すもの、母である一面が一番大切にされてきたのも、当然なことだったのでしょう。

しかし、それが現在までも続き、しかも堂々と大手をふつて歩いているのを見ては、女性として面白いことではありません。過日の、サッチャー首相の来日の折の広告の見出し、“妻であり、母であるから素晴らしいのです”とあるのを見て、なおさらそう思つたのでした。女性にとって母性は、たしかに大切な一面だと思ひます。が、それがすべてではないのです。母であること、ないことにかかわりなく、サッチャー首相はその力と政策によつて首相に選出されたのです。

長い間、何も考えずに過してしまつたものですから、何をどうしたらよいか、よく解りませんが、女性学を学ぶお仲間の末に加えていただけたら幸甚です。

性 教 育 と 私

北 沢 杏 子

1965年、私が性教育の仕事をした当時は、それはまだ、純潔教育と呼ばれており、主に女性の純潔保持にウェイトが置かれていました。ですから、私が性差別と男性の性道德の二重基準(ダブルスタンダード)撤廃をテーマに企画製作した性教育教材は、各方面からさまざまな

女・子供は、男に比べ、現象面では、保護されなければならない存在であります。しかし、実際に男性支配に都合よく組織された社会の中で切りすてられ、ふみつけられ疎外されています。この女・子供が力を備えて対等な人間存在として生きられるためにはどうしたらよいかという観点でさまざまな問題を考えています。

1.教科書における女性の立場 2.教育実践において男女差別の現状 3.職場の人間関係における男女差別の問題 4.家庭人である女教師における嫁と姑の問題 5.子供と自殺と受験体制

1. 2. 5.については日々の教育実践とそのため
の教材研究がすなわち私の研究です。3. 4.については、よりよい1. 2. 5.を行なうための職場づくりという運動を女教職員が話し合い、気を使
い行なうことで実践しています。

1については、性教育、社会教科書にもか
せぎ夫婦の実態をいれる。2については、運動
会の時、席の並ばせ方を、男生徒前、女生徒後
を、男、女、男、女と並ばせるなどの実践を行
なっています。

医学と女性

安部 由美子

医学の研究は男性の価値観に基づいてなされてきた。従って、女性尊重の立場からは無価値乃至は有害である研究（豊胸術など）がなされる一方、女性の視点からは重要である研究が閑却され、役割分担に基づいた治療が行なわれる場合がある。

私は大学で医学部に在学中であるが、女性の視点から、医学に関して以下のような疑問・関心を持っている。

1. 心因性疾患、精神医学に関連して

産婦人科疾患や、いわゆる精神病の中には、男女の差別観の拒否、役割分担の拒否により生

じるものが多数であるが、患者に女の役割を再び受け入れさせることが、治療の目的とされている。これに対して、女性の側から異議を唱えていく必要がある。差別構造の解体が根本的解決法であるが、それがなされるまで現実には患者は発生し続ける。従って、反差別、反役割分担に基づく治療法を、従来の医学の枠にとらわれずに研究する必要がある。

2. Vaginal Orgasm について

現在までに調べた範囲では、産婦人科書及び女性のオルガズムに関して記載のある生理学書では、「オルガズムは、陰核・小陰唇・膣などで起こる」としている。そして、産婦人科では、ヴァギナルオルガズムが欠如している者を「不感症」と診断し、治療の対象とする場合がある。一方、解剖学、組織学などによると、陰核には性感を司ると考えられる陰部小体が存在するが、膣内部には神経終末が粗に分布しているにすぎない。また、ある生理学書は、膣口は触圧覚を感受するが、膣内部は触圧覚を感受しないとしている。膣内部が非常に鈍感であることは女性が経験していることであり、産婦人科医、外科医らも承知しているはずである。医学書では、現在までに調べた範囲では存在しないが、医学書以外では「ヴァギナルオルガズムは存在しない」と主張する書物もある。前者と後者は矛盾する。以上の理由から、ヴァギナルオルガズムは存在するか否かの生理学的研究に関心を抱いている。

3. 無痛分娩について

麻酔薬を使用しない無痛分娩法は幾種かあるが、これらは一部の助産婦や産婦人科医によって行なわれているにすぎない。生む側の主体性を軽視し、常に医師が主導権を握り続ける事が当然となっている現代の産婦人科学においては無痛分娩法はとりあげられない。その有効性に

ついて、生理学的に調べてみることに興味を抱いている。

P T A 会員の意識向上のために

三宅里恵

小学生2人の母親です。3年前長男が入学し、P T Aに一委員として参加しました。その年、ある家出少年との出会いから、P T A活動への疑問を感じ、正常なP T A活動の必要を強く感じました。

少年は、体格の割りに、子供っぽく、遊ぶ事については、名人でやさしい笑いが印象的です。家庭環境に恵まれず父親は仕事に失敗し家出がち、母親はアル中(痴呆状態)、兄は中卒後、就職1年目、この兄が、生計を立てていました。彼等は、食事も充分出来ず、兄は仕事、弟はフラフラしていました。入学はしたものの会ったことのない中学の担任は捜し続けどんなに苦勞し努力したかを語りながら、「この子の様な落ちこぼれは、クラスに10名はいます。この子にばかりかかわってはいられない」と冷淡な態度。1人の少年の生涯を通じて大切な時期に、両親だけでなく、教師までが突き放したのです。彼は私の家から登校したいといい、児童相談所、校長、生活指導の先生、担任と相談の結果、私の家で生活する事になりました。彼なりに勉強もし、慣れない生活に努力しました。私達一家は、彼にとって良い方法をと望みましたが、対面上の処理で終始し、彼は厄介扱いされ結局施設へ送られました。1ヶ月間の彼とのかかわりを通じて現在の教育の誤りをはっきり見せつけられました。

教師が人の顔色だけを気にする行為は、意外でした。その行為は、教師個人の問題ばかりではなく、社会の問題でもあり、P T Aのあり

方の問題です。P T Aが本来の目的を果していれば、会員である教師が少年の大事な時期を厄介扱いは出来ないからです。

P T Aの現状は、ひどいものです。会員の大部分は女性ですが、女性であるという甘えを持っている人、自覚を持たない会員、金さえ出せば、立派な教育をしてもらえると錯覚する人、自分の義務を果さず、人を批判する人、T会員の無関心な態度……。私は現在のP T Aの現状を訴え、本来のP T Aとは?を考える事を呼びかけました。理想と現実とは別と叫びきた人々の中にも、少しずつ疑問や質問が生まれてきました。財源があるというだけで、継続している組織のあり方、子供のためと考えることが本当に子供のために役立っているのだろうか、知育を重視する余り家庭さえ学校の延長の生活——、問題は数多くあります。昨年と今年は、副会長として運営上の細部についてもはっきり知りました。会員はあるがままを知ることから、疑問や不満を掘り起こし、やがて、自己を変革することによって、P T Aの体質を改善しなくてはなりません。そのため現状を知らせる場を多く作っています。日教組もP T Aを洗い直そうと発言しています。先生が積極的に参加するP T Aは、P会員の自覚と判断力をなお一層必要といたします。

体育・スポーツと女性

大河内 保 雪

現在は、体育・スポーツ史の中でドイツの19世紀における研究をすすめています。将来は現代の問題について検討したいと考えています。

〔研究の視点〕

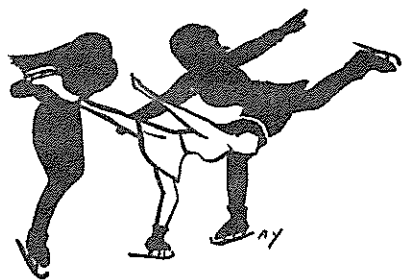
これまでの体育・スポーツは、男性中心に展開され、歴史的検討も女性については、ほとんど

どなされていない。女性は、男性中心の社会にあって生む道具、強健で、強い兵士を生むための母性としてのみ存在が認められてきた。しかし現代においては、女性の社会参加と合せて、人間主義（Humansm）の立場で男女の問題が検討されなければならないと言える。このような反省の上に立って、体育・スポーツ現象を女性の立場で見直すことが、この研究の目的である。

〔研究の方法〕

研究を進める第一歩として、教育の分野での女性差別の思想と身体運動の関連について検討する。特に、近代ドイツにおける教育（体育）の状況は、体育が男性中心の近代体育を成立させる典型であるので、その時代を女性側から見直すという方法をとった。従って女性の体育・スポーツに現われた文献を中心に検討し、近代体育成立の意味を問うという思想的検討を行なう。

以上が、簡単な概略です。女性学会においても、スポーツ、余暇、労働等々の問題が取り上げられることと存じますので、ぜひ参加して、研究を深めたいと思っています。



事務局から

◎ 会員数は10月末日現在で94名です。お送りしてある会員登録カードをまだ返送していただいてない方は、会員名簿作成に支障を来しますので、お早目にお送りください。また、一部の会費未納の方、徴々たる自前の財源のみで成り立っている当学会のことを考え、すみやかに義務を果たしてください。

◎ 去る9月27日の幹事会では次のようなことが話し合われました。

①学会誌を出してほしいとの要望があるが、目標は来年度以降。財政的基盤の面からも、学会誌刊行までには会員数をもっとふえる必要が（たとえば200名くらい）。当面はニューズレターの内容を充実させ、会員の声を反映させていきたい。

②藤枝さんから、日本における女性学従事者についての報告書を作成する件で日本女性学会に協力の要請があり、どのような協力ができるか今後検討して行く。

③事務局の役割分担を一応次のように決めました。

会計、通信事務担当 松原純子 杉山秀子
ニューズレター担当 野口栄子 漆田和代
研究会の企画担当 白井堯子 米田佐代子
幹事会の記録担当 福井浅子

◎ 言うまでもないことですが、学会は一部の事務局の人ばかりで運営できるものではありません。上の分担は分担として、お志のある方の御協力を願ってやみません。西洋美術研究会の窓口の方に、お申し出くだされば幸いです。

（松原，杉山）

入会について

日本女性学会では、会員の入会をひろくよびかけています。各分野で孤独な頑張りを続けながら、それを女性学として理論化したり具体的に考えていくことに関心をお持ちの方々や、これまで小さい仲間づくりを進めてきた方々の御参加をお待ちしています。ニュース3号でお知らせした通り、学会規約を承認し、所定の会費を払い意志を持つ人なら、どなたでも入会していただくことができます。

申込み

下記のことを事務局宛に送付する(50円切手と返信用封筒同封のこと)。

○住所・氏名・略歴 ○自分の行なっている研究または仕事のテーマ(女性学と関連させて)

事務局で受理した後、常任幹事会の承認を待って、学会規約と振替用紙をお送りいたしますので、会費はそれから振り込んでください。幹事会は2月に1度程度しか開かれませんが、御連絡に多少手間どることがあります。

年会費

一般会員		4,000円
賛助会員	個人 一口	30,000円
	法人 一口	50,000円

事務局

〒103 東京都中央区八重洲1-4-21
共同ビル13F 西洋美術研究会気付
Tel 03-274-1791
郵便振替口座番号 東京-8-49189
日本女性学会の口座

編集後記

今号は漆田さんに全部お任せしてしまいました。秋の学会シーズンが終わると、12月には皆様の前でしゃべらせていただきます。

(野口)

今回編集に際し、会員の皆様の文章を拝見して、日本女性学会の持つ意義、重大な使命をいまさらのように痛感。こういう熱い期待を携えて私たちは集っているのですから、大切に発展させましょう。郵便料金値上げ前の増大号です。

(漆田)

~~~~~

## 会員の著作

最近発行された会員の方々の出版物を御紹介します。なお、ほかにも会員の方で書物を出版された方、される方、事務局に御一報くだされば紹介させていただきます。献本歓迎!

○メアリ・ウルストンクラフト著、白井堯子訳『女性の権利の擁護』未来社、1980年5月刊、3,500円。

○井上輝子著『女性学とその周辺』勁草書房、1980年9月刊、2,000円。

○松原純子『女の論理—ヒューマニズムと健康科学の視点から』サイマル出版会、1980年10月刊、1,400円。

~~~~~